

令和8年度 いいじま未来共生イノベーション事業支援業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和8年度 いいじま未来共生イノベーション事業支援業務

2 業務の目的

飯島町の未利用資源を活用した産業の創出と既存産業の磨き上げを行うための「地域商社」を設立し、「稼ぐ力」を向上させることで地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 業務の背景

飯島町は、二つのアルプスに囲まれた質の高い森林資源や四季折々の美しい自然、地域を愛する人々の活力が存在する一方、これらの資源が観光や産業分野に活かしておらず、地域経済の停滞による人口減少が課題となっている。地域資源を活用して地域全体への経済効果を創出する手段として、地域商社を設立する。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 業務内容

本業務は、以下の主要施策を実施する。

(1) 地域商社の設立と地域資源の洗い出し業務

- ・ 設立に向けたスキーム及びロードマップの作成
- ・ 地域資源の洗い出しによる事業戦略の検討
- ・ マーケティングに向けたブランディング
- ・ 運営計画案の作成
- ・ ビジネスマッチングと販路調査
- ・ 設立に向けた協議会や勉強会のサポート
- ・ 広報ツールの企画

(2) 地域商社の基本構想の策定

- ・ 基本構想の作成

(3) その他

- ・ 受託者の提案と飯島町の意向を踏まえ、必要により上記以外の取組を行う。

6 業務管理

本業務を遂行するに当たり、適切なスケジュール管理を行い、対面又はオンラインにて定期的に報告会を実施すること。

7 スケジュール

想定スケジュールは、以下のとおりとする。

年 月	業 務 内 容
令和8年8月	契約、スキームとロードマップの作成
令和8年8月～12月	地域資源の洗い出しと可能性調査、基本構想の検討、既存商品ブランディング、販路調査
令和8年12月	データ分析、運営計画案の策定
令和9年1月	基本構想の策定、ロゴデザイン、協議会設立
令和9年2月	地域商社の設立
令和9年3月	実績報告

8 実施体制

受託者において、下記のとおり実施体制を構築すること。

- (1) 本業務に従事する者のうちから、飯島町との情報共有、進捗・課題管理を行う業務リーダー1名を選任すること。
- (2) 本業務に従事する者について、適切に役割分担を行い、繁忙期への対応等に支障のない体制をとること。

9 成果物

委託業務に係る成果物は、以下のとおりとする。特に指定がない限り、紙媒体1部および電子データで提出すること。

- (1) 委託業務の実施体制が分かる資料
業務リーダーや各業務についてメンバーの役割を明記することとし、契約締結後、速やかに提出すること。
- (2) 実施計画書
委託契約締結後、速やかに提出すること。
- (3) 実績報告書
委託業務完了後、実績報告書としてまとめて報告すること。
- (4) その他委託業務の実施に当たり、飯島町が必要と認めるもの。

10 損害補償

受注者は、本業務実施中に飯島町および第三者に損害を与えた場合は必要な措置を講ずるとともに、速やかに飯島町に状況を報告し、損害補償等があった場合には、受注者において一切の処理を行うこととする。

11 契約の解除

飯島町は、業務完了が困難であると判断した場合は、契約を解除できるものとする。

12 再委託

本業務の実施に当たり、再委託が必要となる場合は事前に飯島町の承認を得ること。ただし、当該業務における過半数以上の再委託は認めない。

13 機密保持

- (1) 受注者は、本業務の実施により、知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後も同様の義務を負う。
- (2) 受注者は、飯島町から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写および加工を含む）し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務終了後、速やかに飯島町から提供された資料等を返還すること。ただし、飯島町が承諾した場合はこの限りではない。

14 権利の帰属

本業務による成果品に対する権利は、全て飯島町に帰属するものとし、承諾を得ずに使用または他人に公表してはならない。

15 その他

受注者において本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、担当部署と協議を行い、指示に従うこと。

16 本業務に関する担当部署

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537 番地

飯島町役場

いいじま未来共生イノベーション事業準備室

TEL:0265-86-3111（代表）

E-mail : mirai@town.iijima.lg.jp